

入札公告

令和7年度ふくしまで生活基盤を築くための高校生支援事業業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和7年3月14日

福島県教育委員会教育長 大 沼 博 文

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 令和7年度ふくしまで生活基盤を築くための高校生支援事業業務委託 一式
- (2) 業務の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 令和7年4月15日から令和8年3月13日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 本事業の目的に沿った企画等を実施できる法人格を持つ団体であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められた者であること。
- (5) 本公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。
- (7) 国税及び県税を滞納している者でないこと。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、必要な書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、原則として本件入札に参加する資格が与えられない。

- (1) 提出期間 令和7年3月21日（金）17時まで

(2) 提出場所及び問い合わせ先

- ア 郵便番号 960-8670
- イ 住所 福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎5階）
- ウ 機関名 福島県教育庁高校教育課（担当：猪狩）
- エ 電話番号 024-521-7773
- オ E-mail k.koukoukyouiku@pref.fukushima.lg.jp

(3) 提出方法 郵送、持参又は電子メール（押印を要する書類を除く）による

※ 郵送による場合は、簡易書留等発着履歴を残せる形式とし、提出期限を必着とする。

4 契約条項等を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先は、3(2)に掲げる場所に同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時 令和7年3月28日（金）午前10時30分
- イ 場所 福島県自治会館5階 506会議室（福島県福島市中町8-2）

(3) その他 入札方法は持参によるものとし、郵便による入札は認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札者に要求される事項

開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 本事業は、被災者支援総合交付金を活用して実施するため、同交付金が交付されない場合、または、福島県議会により令和 7 年度予算が議決されない場合には、事業内容を見直すことや事業を実施しないことがある。また、このことに伴い損害等が生じた場合でも、県はその損害に対し一切責任を負わない。

(5) その他 詳細は、入札説明書による。